

ID: 291

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金、手数料等の減免		
例規名 根拠条項	八頭町簡易水道事業給水条例 第31条		
例規番号	平成17年条例第159号		
【根拠条文】			
(料金、手数料等の軽減又は免除)			
第31条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減し、又は免除することができる。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町簡易水道事業給水条例施行規則第18条の規定による。			
(料金、手数料等の軽減又は免除)			
第18条 条例第31条に規定する「公益上その他特別の理由」とは次の各号による。			
(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金			
(2) その他、町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの			
(3) 集落内世帯数が住民基本台帳の登録数10以下の集落公民館(集会所)。ただし、集落内1施設とする。			
2 前項の申請は、料金軽減(免除)申請書(様式第16号)により申請しなければならない。			
3 第1項の軽減、免除の金額及び期間は、町長が定める。ただし、同項第3号の軽減の額は、基本使用料の2分の1以下とする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日